

世界人権宣言 第 22 条：社会保障を受ける権利

2018/12/01

国連人権高等弁務官事務所

第 22 条は、今日ではほぼ普遍的に受け入れられている現代的福祉のあり方を明確にしている。ILO によれば、社会保障制度が存在する国は 1900 年にはわずか 17 カ国に過ぎなかったが、1946 年には 104 カ国、2015 年には 187 カ国と増加した。世界の 45% の人々が少なくとも一つの社会保障給付を受けており、29% の人々が包括的な社会保障制度にアクセスしている。第 22 条はまた、経済的・社会的・文化的権利が自己の尊厳と人格の発展のために不可欠であると規定している。しかしながら、第 22 条は完全には実現されていない。バチエレ人権高等弁務官は、「世界の人々の 71% は完全な社会保障にアクセスすることができていない。言い換えれば、世界の 3 分の 2 の人々が恐怖や差別・排斥を受けずに生活する手段を保障されていない。世界の子どもの 3 分の 2、13 億人の子どもが社会保障を受けていないということである」と指摘している。